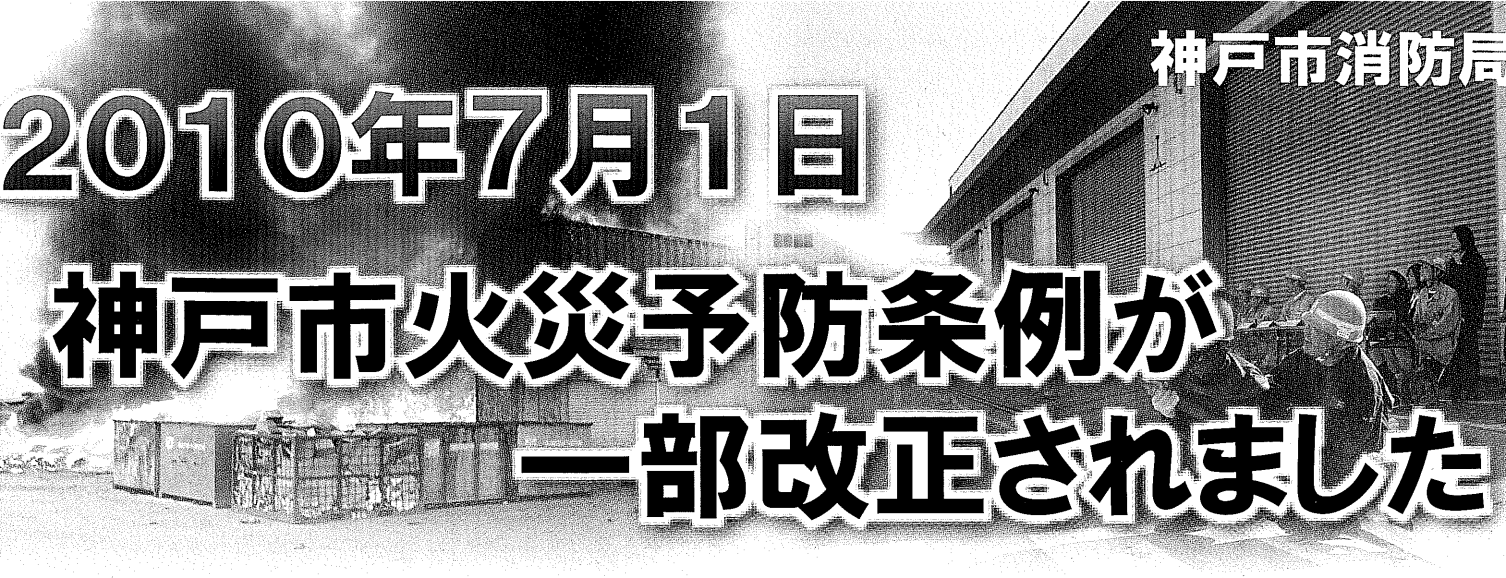

神戸市消防局

2010年7月1日
神戸市火災予防条例が一部改正されました

◆改正理由

大規模密閉空間を有する大型倉庫や工場等は、構造的に開口部が少なく、また多種多様な物質や可燃物が大量に収容されていたりすることから、火災が発生すると大量の煙や有毒ガス等が発生するとともに爆燃的に燃え上がるおそれがあり、従業員の避難や消防隊の消火活動における危険性が高くなっています。

神戸市においても、平成２１年６月に発生した工場火災において、予測できない急激な濃煙烈火により消防職員１名が殉職いたしました。

この火災の発生後、事故の原因を究明し、再発防止を図るため、学識経験者をはじめ市民の代表や消防職員による事故調査委員会が設立され、様々な角度から検討された結果、今後の課題と対応に関する提言を受け、それに基づき神戸市火災予防条例を一部改正いたしました。　（平成２２年３月３０日公布・平成２２年７月１日施行）

【提言内容】

１ 事業所の自主防火管理体制を一層強化し、防災に対する企業の社会的責任を明確にする。
２ 火災予防上注意が必要な内装材についての表示を行う。
３ リスクアセスメントとして企業が自主的に行うべき災害発生時の危険についての情報提供を明文化する。

◆条例改正のポイント

「第７章　防火管理等」
　第５０条の４・・・・自主防火管理体制の強化について
　第５０条の１０・・・可燃性発泡樹脂の内装表示マークの掲出について
「第８章　市民生活の安全の確保」
　第５０条の１３・・・消防活動上必要な情報提供について

改正条文　第50条の4（関係者の責務）

2　次に掲げる防火対象物（法第８条第１項に規定する防火対象物を除く。）の管理について権原を有する者は，前項の防火の管理を行う責任者を定め，その者に防火の管理について必要な知識を得させるため甲種防火管理講習（令第３条第１項第１号イに規定する甲種防火管理講習をいう。）を受講させるよう努めるとともに，消火，通報及び避難の訓練を定期的に実施しなければならない。

(1)　令別表第１(12)項イ及び(14)項に掲げる防火対象物で，延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

(2)　令別表第１(16)項に掲げる防火対象物で，同表(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積が1,000平方メートル以上のもの

解説

今般の工場火災のように、大規模な工場、倉庫では、消火活動が困難となる可能性があるため、火気管理、初期消火等の自主防火管理体制を強化する必要があります。

このため今回の改正は、延べ面積が１，０００平方メートル以上の大規模な倉庫、工場についてその危険性に着目し、管理権原者は防火の管理を行う責任者を定めて定期的に訓練を実施できる体制を強化するとともに、火災予防に関して必要な知識が得られるようその責任者に甲種防火管理者講習を受講させる努力規定を定めたものです。

改正条文　第50条の10（消火活動上有効な措置）

2　建築物の内装に用いられる断熱，遮音，結露防止その他の用に供される部材のうち火災により可燃性ガスが発生した場合に消火又は避難に影響を及ぼすおそれがあるもので消防長が定めるもの（以下「可燃性発泡樹脂」という。）を令別表第１に掲げる防火対象物（同表(5)項ロに掲げるもの及び同表(16)項に掲げるもの（同項に掲げるもののうち同表(5)項ロの用途に供されている部分に限る。）を除く。）の壁，天井，床その他室内に面する部分（その下地を

含む。）に係る部材の全部又は一部に使用する場合には，当該防火対象物に係る関係者は，次の各号（消防長が消火又は避難に影響を及ぼすおそれがないと認める場合にあつては，第２号を除く。）に掲げる基準に従わなければならない。

(1) 可燃性発泡樹脂を使用した部材の周囲において火気を取り扱う場合は，火災予防上必要な措置を講じること。

(2) 次に掲げる場所に規則で定める標識を常時掲出し，当該防火対象物の壁，天井，床その他室内に面する部分（その下地を含む。）の部材の全部又は一部につき可燃性発泡樹脂を使用していることが外部から確認できるようにすること。

ア　当該防火対象物の主要な出入口の付近

イ　消火活動が容易に行うことのできる場所に面して設けられたシャッターその他これに類する開口部（前項の規定により消防隊が外部から容易に開放できる構造とされたものに限る。）の付近

ウ　ア及びイに掲げるもののほか，壁，天井，床その他室内に面する部分（その下地を含む。）の部材に可燃性発泡樹脂を使用している室のすべての出入口の付近

解説

内装材として使用されている可燃性発泡樹脂は、火災が発生した場合に可燃性ガスを多量に発生させ、即燃的に延焼拡大することが事故調査委員会報告書で明らかになりました。

このことから、平常時での従業員等（市民）の火気管理への意識啓発や火災発生時に消火活動を実施する自衛消防隊や消防隊員の安全確保を図るため、可燃性発泡樹脂を使用している防火対象物（共同住宅部分は除く。）について火気を取り扱う場合には火災予防上必要な措置（喫煙や裸火の使用制限等）を講じるものです。

また、上記防火対象物にあっては、出入口に可燃性発泡樹脂が内装材として使用されていることが分かるよう標識（内装表示マーク）を掲出することとします。

標識は、消防活動時等に容易に確認できることが必要なことから以下の場所に掲出します。

・当該防火対象物の主要な出入口付近
・消防隊が外部から開放できるシャッター等その他これに類する開口部
・可燃性発泡樹脂が使用されている室の全ての出入口付近

◎内装表示マークの掲出対象となる防火対象物

次の対象を告示で指定しました。

(ア)定温倉庫、冷凍倉庫等の対象物にあっては面積に関係なく全てのもの（一部除外規定を設けています）

(イ)その他の防火対象物にあっては内装材として可燃性発泡樹脂が使用されている１の防火区画の床面積が５００平方メートル以上となるもの

内装表示マーク

改正条文　第50条の13（事業者による災害発生要因の排除及び消防隊への情報提供等）

２　事業者は，火災等の災害が発生した場合に生じるおそれのある危険を事前に把握し，災害発生時には速やかに消防隊にその情報を提供するよう努めなければならない。

解説

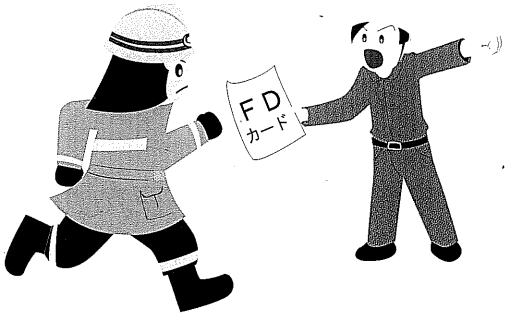

企業のリスクアセスメントの一環として、事業所では災害時に考えられるすべての危険とその対応方法を事前把握するとともに、災害発生時には、その把握した危険情報を、消防隊にスムーズに提供する体制の確保に努めることを定めたものです。

これにより、従業員の安全と被害の軽減に努めるという企業の社会的責任を明確にしました。

※ 消防局では、消防隊への情報提供をスムーズに行うための一例として、自主的に事業所内の危険情報をまとめたＦＤ(Fire Defence)カードを作成することを業界団体や地域を通じて推進しています。

問い合わせ先

条例改正に関するお問い合わせは消防局査察課、消防局建築危険物課又は所轄消防署予防査察係まで

東灘消防署　843-0119	兵庫消防署　512-0119	須磨消防署　735-0119	水上消防署　302-0119
灘消防署　882-0119	北消防署　591-0119	垂水消防署　786-0119	査察課　325-8513
中央消防署　241-0119	長田消防署　578-0119	西消防署　961-0119	建築危険物課　322-5754

このパンフレットは、再生紙を使用しています。　神戸市広報印刷物登録　平成２２年度第１４２号（広報印刷物規格B-1